
ユニバーサルサービス制度における交付金・ 負担金の算定等に関するWG（第二回） 事業者ヒアリング説明資料



2025年10月20日
N T T ド コ モ

はじめに

- 第1回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおいて示された、下記検討事項について、当社の意見をご説明します

検討事項①：令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法

1. 第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定
2. 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際はメタル回線が設置されている加入者回線は、光回線とはみなさず、実際の回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定
3. 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、FRTの台数については、モデル外で補正

検討事項②：災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法

1. 令和7年度決算値を基に算定される令和8年度申請分から補填を開始する
2. 過年度分（令和6年度・令和7年度申請分）については、補填を行わない
3. 災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準額」を上回らない限度とする
4. 災害時用公衆電話に係る補填額の算定は実際に要した費用をベースに算定
5. 補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用は、ユニバーサルサービス交付金と接続料との間において、二重取りとならないよう調整する

検討事項①に係る当社意見

- 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法(案)は、実態等を踏まえた算定方法となっていると考えており、賛同します

1. NTT東西が令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定。(第8次PSTN-LRICモデルにより算定した補填額との加重平均値を用いない。)

NTT東西のPSTNマイグレは2025年1月で完了しているため、令和6年度第4四半期と同様、**第9次IP-LRICモデルのみで交付金算定を行うことが適当と考えます**

2. 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際はメタル回線が設置されている加入者回線については、光回線とはみなさず、実際の回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定。

継続してアクセス回線にメタル回線が用いられる実態を踏まえれば、令和6年度第4四半期と同様、**実態の回線種別(メタル回線)に基づいたコスト算定を行うことが適当と考えます**

3. 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、引き続き、FRTの台数については、モデル外で補正を行うという暫定的対応を継続。

第9次IP-LRICモデルにおいて、FRTの台数に係るロジックの問題点が解消されていないこと及びモデル外補正によって実網により近い設備配置になっていると考えられることから、利用者へ転嫁される負担の観点からも、令和6年度第4四半期と同様、**モデル外補正の対応を継続することが適当と考えます**

検討事項②に係る当社意見

- 災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法(案)についても、実態等を踏まえた算定方法となっていると考えており、賛同します

1. 令和4年答申を踏まえ、「費用効率化効果額 > 第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額」という状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、令和7年度決算値を基に算定される令和8年度申請分から補填を開始するべきではないか。

NTT東西による第一種公衆電話の撤去状況並びに、費用効率化効果額がその撤去費用に係る補填額を継続的に上回っている状況を踏まえれば、**令和8年度申請分から補填を行うことが適当と考えます**

2. なお、その際、受益(交付金)と負担(負担金)の観点から、過年度分(令和5年度・令和6年度決算値を基に算定される令和6年度・令和7年度申請分)については、補填を行わないことが適当ではないか。

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申」においても、過年度分の補填の是非は検討されていないこと、過年度分の補填が国民負担の増加につながる可能性があることを踏まえれば、**過年度分への補填は行わないことが適当と考えます**

検討事項②に係る当社意見

3. 公衆電話に係る負担金の負担軽減という観点から、令和4年答申を踏まえ、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準額」を上回らない限度とすることが適当ではないか。

当社は「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申」における、災害時用公衆電話に係る補填は国民負担が増えない範囲で行う方向性に賛同するところであり、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準額」を上回らない限度とすることが適当と考えます

4. 災害時用公衆電話に係る補填額の算定にあたっては、これが第一種公衆電話に比べて公共性や社会的必要性が高いサービスであること、必然的に赤字になるサービスであること、さらにNTT東西以外に提供者はいないこと等を踏まえ、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないか。

災害時公衆電話の公共性や提供実態を踏まえれば、実際に要した費用をベースに補填額を算定することが適当と考えます

5. 補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用については、ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することができないようにするため、調整を行うことが適当ではないか。

ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することで、NTT東西が過剰に補填を受けることは適切ではないと考えます。ただし、ユニバーサルサービス交付金による補填は、国民負担を増やさない範囲で行うものであることから、NTT東西への補填額は十分でない場合は、従前の接続料によるコスト回収も活用しながら調整を行うことが適当と考えます

つなごう。驚きを。幸せを。

